

8 国民年金

問 住民税務課（上湧別庁舎）

☎2-5863

国民年金

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

【国民年金の種類】

第1号被保険者……自営業、学生、無職など（厚生年金や共済組合に加入していない方）

第2号被保険者……厚生年金、共済組合などに加入している会社員、公務員など

第3号被保険者……会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者

【国民年金の任意加入】

次の方は希望により加入することができます。

①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方（受給権を満たすためであれば、70歳未満まで加入できます。）

②海外に住所のある20歳以上65歳未満の日本人

●主な手続き

このようなとき	届出先	必要なもの
20歳の誕生日がきたとき （厚生年金等に参加していない方）	住民税務課 （上湧別庁舎） まちづくり推進課 （湧別庁舎）	・印鑑
勤め先を退職したとき （厚生年金や共済組合をやめたとき）		・印鑑 ・年金手帳 ・退職した年月日がわかる書類
厚生年金や共済組合に参加している配偶者に扶養されなくなったとき （離婚、死別、収入が増えたときなど）		・印鑑 ・年金手帳 ・扶養されなくなった年月日がわかる書類
任意加入するとき、やめるとき		・印鑑 ・年金手帳
保険料を納めるのが困難なとき ・納付免除申請をするとき ・学生納付特例申請をするとき ・納付猶予申請をするとき		・印鑑 ・年金手帳 ・学生証（学生納付特例を申請する場合） ・雇用保険受給資格者証、離職票（失業している場合）
厚生年金や共済組合に参加している配偶者に扶養されるようになったとき （結婚したとき、収入が減ったときなど）	配偶者の勤務先	・年金手帳
第3号被保険者の配偶者の勤め先が変わったとき （共済組合から厚生年金、厚生年金から共済組合に変わったときなど）		
年金手帳をなくしたとき	役場または勤務先	・印鑑

●保険料

平成29年度 16,490円/月（保険料額は毎年改定されます。）

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。

第1号被保険者は、付加保険料（月額400円）を支払うことで、受け取る年金額が増えます。

（200円×納付月数が老齢基礎年金に上乗せとなります。）

【納付の方法】

第1号被保険者……社会保険庁から送付された納付書により金融機関などで納めてください。

※お支払いは口座振替をご利用いただくと便利です。

第2号被保険者……給料からの天引きにより納付されます。

第3号被保険者……厚生年金、共済組合が制度全体で負担するため、国民年金保険料を自ら納める必要はありません。

【保険料の免除制度】

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難な方は、申請により納付が免除される制度で、全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除があります。

免除された期間は資格期間として計算されますが、年金額は保険料を納付した場合の1/2（半額免除は6/8）となります。

●給付の種類

老齢基礎年金	保険料納付済期間、免除期間、または合算対象期間を合わせて25年以上（※）ある方が65歳に達したときに支給されます。
障害者基礎年金	国民年金被保険者期間中に病気やケガにより障がい程度が1級・2級となった場合、障がいの等級により支給されます。
遺族基礎年金	国民年金被保険者、または老齢基礎年金の資格期間を満たしていた方が死亡したとき、給付のための一定の支給要件を満たしているときは、その方の子（18歳未満または1・2級の障がいのある20歳未満の子）のある妻または子に支給されます。
寡婦年金	老齢基礎年金の資格期間を満たしていた夫が、年金を受給しないで死亡した場合に、10年以上の婚姻期間があった妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。
死亡一時金	3年以上国民年金の保険料を納めた方が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。

※平成29年8月1日からは、保険料納付済期間等が10年以上あれば老齢年金等を受けることができるようになります。

●請求手続き

【請求書の事前送付】

支給開始年齢に達し、年金を受け取る権利が発生する方に、基礎年金番号、氏名、年金加入記録等をあらかじめ印字した「年金請求書」が事前に送付されます。

【請求書の提出】

受付は支給開始年齢（誕生日の前日）になってからです。戸籍・住民票などは、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書の提出日において6ヵ月以内に交付されたものをご用意ください。支給開始年齢になる前に提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

※年金は、年金を受ける資格ができたとき自動的に支給が始まるものではありません。ご自身で年金を受けるための手続き（年金請求）を行ってください。

繰下げ請求：該当月以降、繰下げの申出を行った月の前日までの月数に応じて割合が高くなり、生涯にわたって増額された年金額が支給されます。
繰上げ請求：年金該当月前に請求をした場合、減額率により計算され、生涯にわたって減額された年金額が支給されます。

